

「死刑判決」速やかな執行を

幹事 宮園 誠也

平成11年9月8日白昼、東京池袋の繁華街で、身の不遇を国や社会のせいにした23才の男(造田)が何のかわりもない通りかかった無辜の市民を無差別に襲い、2名を殺害、6名に重軽傷を負わせるという事件がありました。

私の長女真弥はこの事件で亡くなりました。間もなく13回忌を迎えます。

この事件の公判は、平成11年12月22日東京地裁で開かれ、平成14年1月18日造田に死刑判決が下されました。控訴した高裁、上告した最高裁ともに一審判決を支持、平成19年4月19日造田の死刑が確定しました。8月19日で死刑が確定してから4年4か月になります。刑事訴訟法第475条は「死刑の執行は法務大臣の命令による」とし、「判決確定から6か月以内にこれを執行しなければならない」と定めています。しかし造田の死刑は未だに執行されていません。

平成21年9月、政権交代した民主党の法務大臣に就任した死刑廃止論者の千葉法務大臣(以下、法相)は1年近い間1人の執行も行いませんでしたが、平成22年7月、参議院選挙に落選した後、議員(衆議院)の任期切れ直前の7月28日、2人の死刑囚の執行を命じた後、法務省内に「死刑のあり方についての勉強会」を発足させ法相の座を降りました。後任の柳田法相は舌禍問題で2ヵ月後法曹の座を追われ、次の法曹に死刑廃止論者の仙石官房長官が兼任で就任しましたが、本年1月22日、これも筋金入りの死刑廃止論者である江田五月氏に法曹の座を譲りました。千葉元法相が2人の死刑を執行してから7月28日で1年が過ぎましたがこの間、法相の座は柳田氏を除く3人の死刑廃止論者の間で盪回しされ、1人の死刑執行もなく、昨年7月28日千葉法相が死刑を執行した時点で107人だった確定死刑囚の数は120人に達しました。読売新聞は7月26日、昨年の死刑執行以来1年を迎えるこの機に、インタビューに応じた法相にこの実状について伺ったところ法相はこの質問に答えず、「法務省内で(死刑制度のあり方)の議論が進められている最中、死刑執行はなかなかできる話ではない」と述べ、当面死刑の執行を命じない意向を表明しました。刑事訴訟法では、死刑の執行は判決が下されてから6か月以内に執行することと定めています。法相が自己の思想、信条によって死刑の執行を左右するのは、司法

の死刑判決を行政が無視している違法行為であり、国民の司法に対する信頼を裏切るものです。元最高検判事の土本武司氏は「確定した判決は執行されるべきで、強制のない死刑判決を認めていると裁判の存立基盤を揺るがす」と指摘しています。また法相在任中、残忍な犯行で多くの人命を奪った5人の死刑囚の執行を命じた森山元法相は、「むごい犯罪を起こしたことに対する刑罰であり、事件から何年もたってからの死刑執行は死刑そのものだけがクローズアップされる」と述べ「死刑執行しない」と決めている人は法務大臣を引き受けるべきではないと明言しています。

法務省の平成10年8月発表によると、死刑確定から執行まで死刑囚が拘置所に収容された平均期間は、最近10年間では6年に達するという事です。事件発生から通算すると10年を越える死刑囚が大半を占めています。遺族の中には自分の存命中に刑が執行されるか危惧している人が大勢います。

死刑廃止論者や死刑囚の中には、「生きて償う」という言葉を軽々しく口にするものがありますが、かけがえのない命をどうやって償うのでしょうか。まして償う相手は彼らが殺した被害者です。遺族ではありません。地球より重いといわれている命に値段をつけることは出来ません。どうやって生きて償うのでしょうか。

遺族は彼等死刑囚が犯した罪を認識し「死んでお詫びをします」といってこの世から去ることを望んでいます。

江田法相は死刑囚だけに目を向けず、国の慰藉、支援のない被害者遺族の被害回復に何が必要かよく検討し、遺族が生きる力を得られるような施策を講ずるべきであると思います。